

長野市介護保険システムの標準化対応に伴う
情報提供依頼書（RFI）及び概算見積依頼（RFQ）について

本市では令和9年度に介護保険システムの標準化対応に伴う更改を予定していません。

については、以下に示した内容について、情報提供をお願いします。

1 情報提供依頼の目的

本市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、標準準拠システムへの移行が義務付けられた20事務のうち、介護保険に係るシステムが特定移行支援システム（令和7年度までに標準準拠システムへ移行できないシステム）に該当したため、移行スケジュールを見直しました。

このことに伴い、当該事務に係るシステムの標準準拠システムへの移行を令和9年度に実施するため、情報提供依頼を行うものです。

2 実施期間

令和8年2月24日（火）から3月19日（木）まで

3 システムの概要

(1) 稼働日 令和4年3月

※前述は既存システムのクラウド化に伴う稼働日

※システム内データは平成12年4月分以降のデータを保有

(2) 管理項目 資格、賦課、収納、滞納、保険給付、認定、等

4 基本方針

(1) 情報提供するシステムは「介護保険システム標準仕様書【第5.1版】」を満たし、かつ標準仕様書の改定に対応できるシステムとすること。

(2) 将来的な制度改正等に速やかに対応できるシステムを提供すること。

(3) 本市の標準化対象システム及び標準化対象外システムとのデータ連携が行えるよう、データ連携方法等の方針を提供すること。

(4) ガバメントクラウドへの移行については、標準化対応（シフト）とガバメントクラウドへの構築（リフト）を同時に行う移行方式とすること。

(5) 令和9年度中（令和10年1月1日予定）に本稼働できること。

※別添 介護保険システム標準化対応スケジュール参照

- (6) 本稼働に併せ公金収納のデジタル化（eLTAX）及びeL-QRを活用した公金収納に対応すること。

5 基本情報

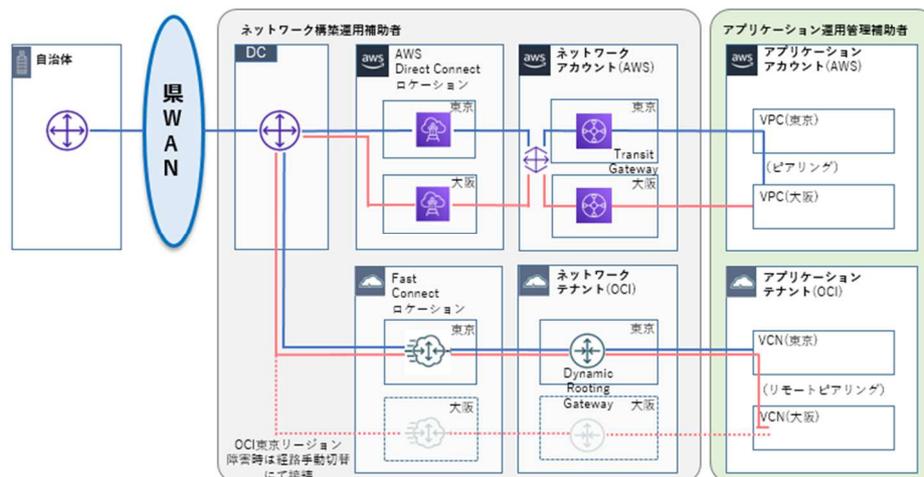
(1) システム標準化の全体スケジュール（暫定）

本市では、20事務に係るシステムについて令和8年1月5日（月）以降順次、現行システムから標準準拠システムへ移行することを予定しています。

(2) ネットワークについて（暫定）

現時点で想定しているネットワーク体系は以下のとおりです。都道府県WAN（IBN：情報ブロードウェイながの）を活用したガバメントクラウド接続を行うもので、ネットワーク運用管理補助者がCSPまでの接続の管理を行う予定です。

ネットワーク構成イメージ図（AWSとOCIを想定したもの）



※ 基本情報(1)(2)は暫定であり、今後の検討状況によって変更する可能性があります。

(3) システムで扱う業務データについて

システムで扱う業務データは以下のとおりです。

表1 システムで扱う業務データ

項目	件数
第1号介護保険世帯数（R6.3月末時点）	77,554世帯
第1号被保険者数（R6.3.31時点）	111,620人
第1号被保険者の適用除外施設入所者数（R6年度末時点）	210人
住所地特例施設入所者数（R6年度末時点）	200人
認定者数（R6.3.31時点）	21,012人

滞納者数（R 6 年度末時点）	735人
督促状発送件数（R 6 年度）	8,910件
催告書発送件数（R 6 年度）	17,459件
口座振替件数（R 6 年度）	33,350件
被保険者証再交付件数（R 6 年度）	664件
過誤納金還付等処理件数（R 6 年度）	7,217件
介護サービス受給者数（R 7. 3 月末時点）	19,247人
居宅サービス（R 6 年度）	予防： 71,616件 介護： 371,781件
地域密着型サービス（R 6 年度）	予防： 265件 介護： 48,054件
施設サービス（R 6 年度）	33,051件
高額介護サービス費（R 6 年度）	予防： 519件 介護： 57,697件
高額医療合算介護サービス費（R 6 年度）	予防： 46件 介護： 3,233件
特定入所者介護サービス費（R 6 年度）	予防： 203件 介護： 40,252件
社会福祉法人等による利用者負担額減免認定者数（R 6 年度）	193人
要介護・要支援認定申請者数（R 6 年度）	17,636件
更新勧奨通知発送件数（R 6 年度）	9,558件
主治医意見書依頼件数（R 6 年度）	17,526件
調査委託依頼件数（R 6 年度）	245件 ※令和 7 年度 11,000件予定

(4) 現行システム環境

ア 現在利用しているシステム

対象システム	システム名（構築事業者）
介護保険システム	MCWELクラウド介護保険 （富士通Japan株式会社）

イ 現行システムのサーバ運用形態

クラウドサービス

ウ ユーザ数

有効 126 人 、無効 570 人 、計 696人

※無効ユーザは異動・退職等により現在利用不可の者

※令和 7 年12月末現在

エ 利用端末数

25台

※令和7年12月末現在

オ 拠点数

本庁（介護保険課）

カ 窓口の運用時間（介護保険システムの運用時間）

場所	曜日	開始時間	終了時間
本庁舎介護保険課	平日	8:30	17:15

上記窓口運用時間終了後についても、各種業務で利用するため、システムのオンライン機能は7時30分から21時まで利用しています。

※開始時刻はサーバ起動時刻です。

※20時から21時の間はSE作業を優先とし、職員による操作は基本的に行いません。

また、土日・祝日は各種業務の必要に応じてシステムのオンライン機能を利用しています。

(5) データ連携について

連携している主なシステムは以下のとおりです。

- ア 住民記録システム
- イ 個人住民税システム
- ウ 番号連携システム
- エ 国民健康保険システム
- オ 後期高齢者医療保険システム
- カ 障害福祉システム
- キ 申請管理システム
- ク トータル収納サービス

また、システム更改に併せ、以下についても対応を行う予定です。

ケ 介護情報基盤セットアップ作業

※国の委託業者へ令和10年2月又は3月にセットアップ作業を依頼予定

(6) 文字情報

現行システムの文字情報は以下の通りです。

- ・文字コード : Unicode-JEF
- ・フォント : FUJ 明朝
- ・外字登録数 : 905 字

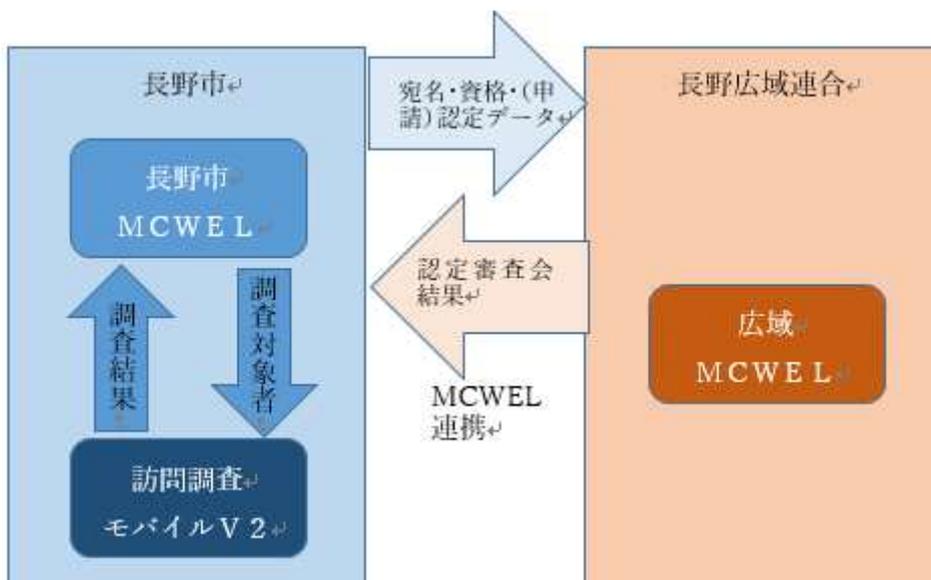
※令和8年1月末現在

6 特記事項

「5 基本情報(5)」に示す連携の他、長野広域連合とのDB連携及び認定調査員が使用するモバイル端末との連携については、以下のとおりです。

なお、長野広域連合システムの標準化対応が令和9年3月に予定されておりますので、以下の連携図については変更となる可能性があります。

連携図（DB連携、令和7年12月末現在）



7 調達対象範囲

- (1) 介護保険システムの標準準拠システムへの移行
- (2) 現行システムから標準準拠システムへのデータ移行
(データ抽出は現行事業者へ随意契約での委託を予定しています。)
- (3) 他システムとのデータ連携

8 データ移行作業

介護保険システムで保有する情報を移行します。移行回数は検証を含めておおむね3回程度を想定しますが、必要と思われる回数で見積もりをしてください。

(1) 移行対象データの範囲

移行対象のデータは、主に以下のアからクです。この他必要と思われるデータについても移行対象に含めてください。

- ア 資格データ
- イ 賦課データ
- ウ 収納データ
- エ 滞納データ

- オ 給付データ
- カ 認定データ
- キ 宛名データ

(2) 文字

データ要件・連携要件標準仕様書【第 7.0 版】に従うこと。

9 依頼事項

以下の事項について情報提供をお願いします。（別紙 1、2）

なお、回答区分が「必須」のものについては、必ず情報提供をお願いします。

依頼事項	回答区分
提案事業者に関する情報（事業者概要、実績等）	必須
サポート体制・障害対応に関する情報	必須
標準化対象システムの構築および5年間のシステム利用に係る経費 ※別紙2をご使用ください。 ①標準準拠システム構築に必要な全てのハードウェア・ソフトウェア費用 ②標準準拠システム構築費用（設計・構築・テスト・操作研修等） ③データ移行に要する費用（標準準拠システム側でのデータ取込に係る費用） ④その他、標準準拠システム移行に係る費用等	必須
ガバメントクラウド構築含む移行スケジュール案	必須
ガバメントクラウドに関する以下の情報 ①デジタル庁が公開する主な確認項目リストの提供（「基本情報」シートのみも可） ②ガバメントクラウド利用料の試算表（AWS Pricing Calculator、OCI Cloud Cost Estimatorなどの試算結果） ③ガバメントクラウドのサーバ構成図 ④長期継続割引の適用方針 ⑤ガバメントクラウド利用料の按分方法に関する方針 ⑥コスト最適化に向けた対応方針	必須
標準仕様書記載の「標準オプション機能」についての実装見込み ※フォーマットは任意	必須
標準化対象外業務への対応可否 ※現在利用している介護保険システムでは、標準化対象外業務の広域連合審査会システムとの連携及び訪問調査モバイルV2との連携業務（モバイル端末により入力された訪問調査情報を介護保険システムへ反映させる）についても対応しています。標準化対応後も当該業務について対応が必要と考えられますので、当該業務へのシステムの対応可否をご教示ください（訪問調査モバイルV2との連携によらず自社開発システム等	必須

依頼事項	回答区分
を用いた方法による回答も可。)	
他業務への連携対応の方針に関する情報 ①標準化対応済業務システムとの連携 ②標準化対象業務であっても対応前のシステムに対する連携 ③非標準化対象業務システムの連携	必須
共通機能要件に記載の以下の対応方針 ①行政事務標準文字の対応方針 ②EUC 機能 ③住登外者宛名番号管理機能	必須
標準化システムの画面イメージ・帳票イメージに関する情報	必須
ユーザ情報管理の認証方法の想定について	必須
利用端末設定や帳票出力先設定など共通管理に関する情報	必須
デモンストレーションの実施可否及び時期について	必須
その他（パンフレット等）	任意

10 見積作成にあたっての留意事項

(1) 作業費用見積について

「一式〇〇万円」という見積ではなく、作業ごとに見積費用を記載してください。

作業は可能な限り分割し具体的に作業内容がイメージできるよう記載してください。

(2) ハードウェア・ソフトウェア費用見積について

「システム一式〇〇万円」という見積ではなく、提案する人員・製品の数量と単価がわかるよう記載してください。

全体金額に対する出精値引きはしない（端数調整は除く）こととし、個々の製品の値引き後金額が判るように記載してください。

保守費用が発生する場合、個々の製品の年間保守費用が年度毎に分かるように記載してください。

(3) 消費税について

税込金額で作成することとし、消費税及び地方消費税の税率は10%としてください。

11 提出方法等

(1) 問い合わせ先・提出先

長野市保健福祉部介護保険課（長野市役所第二庁舎1階）

住所：〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話：026-224-7871（直通）

電子メール：kaigo@city.nagano.lg.jp

担当：塚田、湯原、中村

(2) 提出資料の書式

電子データにて作成をお願いします（ファイルの形式：MicrosoftOffice）。
回答については、添付の様式を使用してください。

(3) 提出方法・提出期限

提供資料は、上記(1)へ回答書原本、提出資料を印刷したもの2部及びデータ（CD）を、郵送又は持参により令和8年3月19日（木）午後5時までに提出をお願いします。

(4) 質疑応答

情報提供依頼への質問については、令和8年3月5日（木）午後5時までに電子メールにて担当者へ送付してください。回答については、電子メールにて送付します。また、電話での質問は受け付けません。

12 提供情報の取り扱い等

(1) 本情報提供依頼は、情報提供事業者に対して、将来のシステム調達の保証をするものではありません。

また情報提供がなかった事業者を不利益に扱うものではありません。

(2) 提供情報及び資料は、本情報提供依頼以外の目的では使用せず、貴社に断りなく組織外へ配布はしません。

(3) 提供頂いた資料は返却しません。

(4) 提供情報及び資料について、後日電子メールにて問い合わせ又は再提出依頼を行う場合があります。